

～「緊急事態宣言」による面会・外出制限～

「緊急事態宣言」発令により、

新型コロナウイルス等の感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、ご面会と外出の制限を継続させていただきます。

この長期間の制限でご家族様等にとっては、いろいろとご心配のことと思います。

日常のご様子などのいつでもお伝えしたいと思います。

その際は各施設へ直接お電話してください。

また、この面会制限をご存じなく突然来られるご家族様等もいらっしゃいます。

そのような方には現状をお伝えしてください。

皆様のご理解とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

(株)ヘルスケアナラシノ

代表取締役 多田信一

令和2年4月15日

電話 047-472-5250